

令和 7 年 9 月 16 日

市場構内にてフォークリフトを使用する方 各位

銚子市漁業協同組合

地方卸売市場

「フォークリフト運転有資格者バッジ」の交付について

この度、当組合では構内で運転するフォークリフト使用者が資格を有しているか判別したく、別紙により帽子装着用の「フォークリフト有資格者バッジを有資格者（受講修了者）のみ」に交付することになりました。

装着義務開始日以降は、当魚市場構内で鮮魚搬入搬出等作業時においてフォークリフトを使用する際は「バッジの帽子装着」を義務付け、不履行によるリフト運転は禁止となりますのでお知らせします。

◎装着義務開始日：令和 7 年 11 月 1 日（土）～

- (周知履歴) 9/1 付 漁協職員
9/16 付 生産者等漁業関係者（船主、船主手伝い人含む）
10/1 付 買受人等市場関係者
(買受人団体、買受人使用人（委託運送業者含む）)
(廻船問屋、廻船問屋使用人等)

【別紙】

お知らせ（重要）

銚子市漁業協同組合 地方卸売市場

★ フォークリフト運転技能修了証を所持している方

バッジの交付（※）を受け、市場指定帽子へ装着



指定買受人
(従事者、搬出者)



廻船問屋



廻船問屋手伝人



買受人委託運送業者



生産者等漁業関係者
(船主、船主手伝い人含む)



漁協職員

フォークリフトを運転する際は、（備付）ヘルメットを着帽して下さい。

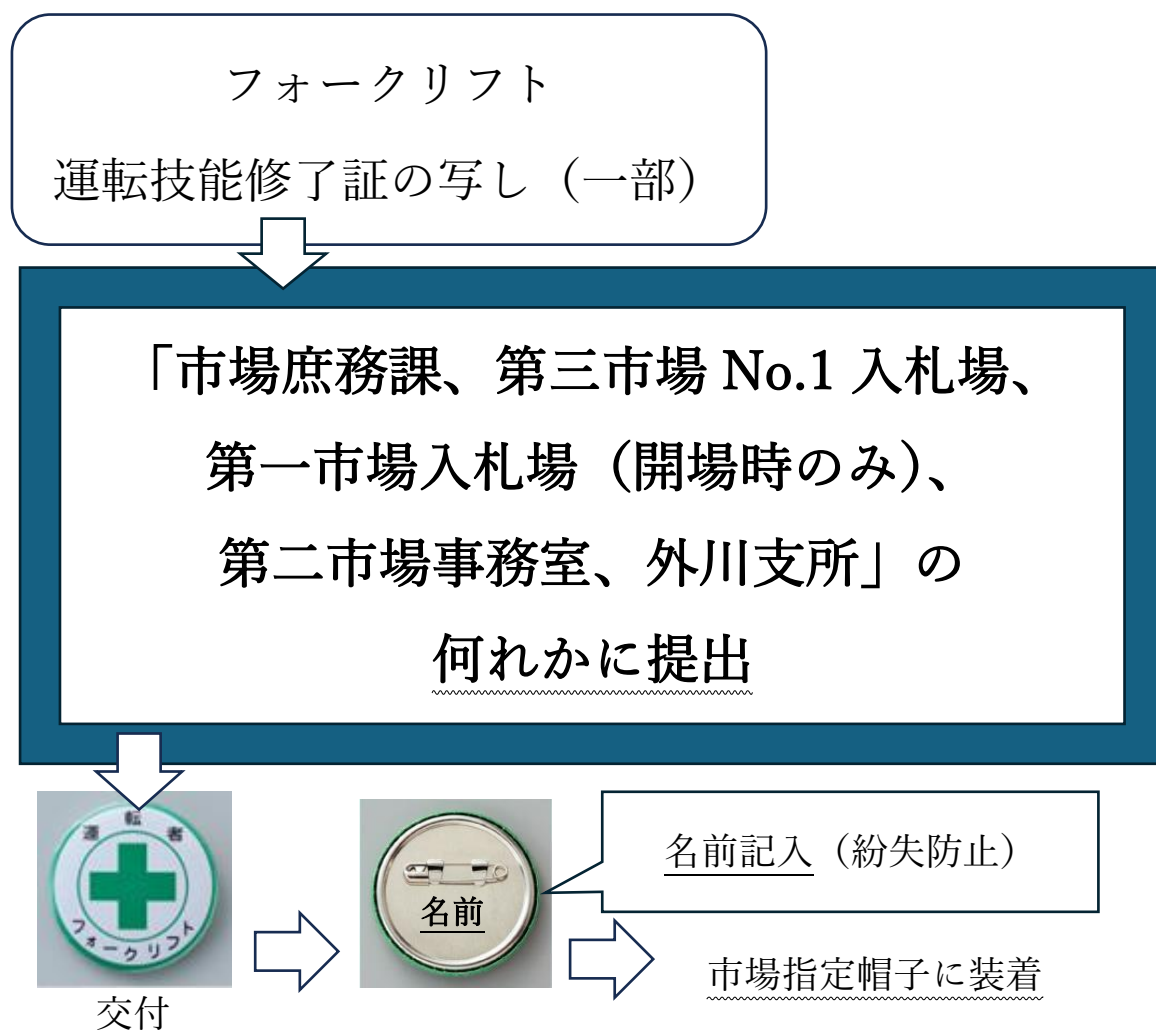


★ バッジを装着していない方（＝運転資格がない方）

構内でのフォークリフト使用禁止



(※) フォークリフトバッジの入手方法



◎装着義務開始日：令和7年11月1日（土）～

- ・ フォークリフト運転技能講習修了証の再発行は、発行元（講習実施主催者）にお問合せ下さい。（例：銚子労働基準協会 TEL0479-22-3998、自動車教習所等）
- ・ バッジの譲渡貸与は禁止、不要となった際は、市場庶務課へご返却下さい。
- ・ バッジ紛失等により再交付を受ける際は、市場庶務課までお問合せ下さい。

〈本件問い合わせ先〉市場庶務課 0479-22-7626

市場に出入りする運送業者の方も対象となりますので、
運搬委託する買受人の方々より周知願います。